

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般疾病医療費の支給）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律七十号） 、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号） 。他の法律において準用し、又は例による場合</p>	<p>（一般疾病医療費の支給）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律七十号） 、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号） 。他の法律において準用し、又は例による場合</p>

を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第 号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2  
5 (略)

を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2  
5 (略)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スポーツ振興投票の施行）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。</p> <p>（収益の用途）</p> <p>第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる</p>	<p>（スポーツ振興投票の施行）</p> <p>第三条 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。</p> <p>（収益の用途）</p> <p>第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる</p>

活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第 号。以下「センター法」という

。第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）

四（略）

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特定事業」という。）に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもって、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3（略）

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポー

活動が日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。）第二十条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。）

四（略）

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特定事業」という。）に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもって、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3（略）

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポー

ツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第二十二條第一項に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

(国庫納付金)

第二十二條 センターは、センター法第二十二條第一項で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

ツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十條の二に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

(国庫納付金)

第二十二條 センターは、センター法第三十條の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）	
	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	
現行		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）	
	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	
	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）	

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

（傍線の部分は改正部分）

別表（第二条関係）		名称	日本船舶振興会
		根拠法	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
別表（第二条関係）		名称	日本中央競馬会
		根拠法	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
別表（第二条関係）		名称	日本船舶振興会
		根拠法	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
別表（第二条関係）		名称	日本体育・学校健康センター
		根拠法	日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）
別表（第二条関係）		名称	日本中央競馬会
		根拠法	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）